

○前回の議会改革推進委員会について

(令和 7 年 7 月 14 日議会改革推進委員会決定)

1 今後の進め方について

	取り決め
議事における決定方法について	多数決（委員長も挙手できる）で行う、できる限り全会一致を目指す、持ち帰りなど考慮しながら行う
代理議員の出席について	原則として委員に出席いただくが、病欠等のやむを得ない事情により出席できない場合には、「代理議員の出席を認める」とともに、「議事における決定の際は、代理議員も多数決に参加できる」
本委員会の傍聴について	今後、すべての会議において、傍聴を許可する
市議会ホームページによる委員会の事前周知について	今後、すべての会議において、周知する
委員会議事録・映像配信の取り扱いについて	市議会ホームページでの議事録については、掲載する映像配信（YouTube）については、配信する（ライブ配信と録画映像配信）、配信期間は、その会議の議事録が公開されるまでの間とする
委員外議員の発言について	その都度、発言趣旨を確認した上で、委員の多数決で可否を決定する

2 検討項目について

- ・提案案件全 24 項目について、案件が類似しているものを同じ検討項目の中で扱うものとして 16 項目とし、今後各市の状況などの資料を提示しながら、順次検討項目の詳細協議に入っていくこととなった